

---

角田市 IP 電話サービス更新業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

角田市

1. 名称

角田市 IP 電話サービス更新業務（以下、本業務という。）

2. 概要

本業務は、平成 26 年度に導入した電話設備の保守サポート満了に伴い、機器等の更新を行うもの。本市においては、本庁舎に I P - P B X を集約し、庁内ネットワークを介し、総合保健福祉センター、市民センター、給食センター間で外線内線の受発信、外線の転送が行えるよう構築されている。次期更新においてもそれを踏襲するとともに、残りの出先機関においても本庁舎に集約を行い費用の削減を行う。またスマートフォンへ外線の転送、市の番号での発着信を可能とする構成を行い、業務効率化を図る。また単に更新だけでなくカスタマーハラスメントの抑制を目的とした通話録音の導入や AI を利用した電話業務の革新の提案を広く募集するもの。

3. 業務内容

別紙「角田市 IP 電話サービス更新業務に係る仕様書」のとおり。

4. 本業務の機関

- ・稼働開始予定日 令和 8 年 1 月（予算の範囲内で調整可能）
- ・履行期間 稼働開始から 5 年

5. 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

賃貸借料、利用料、構築費用上限：（地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為）

57,296,000 円（R7：2,865 千円、R8～12：54,431 千円）

保守費用上限：（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

16,171,000 円（R7：809 千円、R8～12：15,362 千円）

※管理、設計、調達、構築、設置、LAN 配線、機器入替、運用試験、本稼働、運用支援、その他の円滑な稼働に必要なすべての費用、契約終了後の機器撤去費用、電話を利用するうえで必要な保守、サービス利用料等を含めた費用とする。なお、既存の庁内ネットワークに係る設定変更費用は含まなくてよいが、物理分離する場合は、機器や設定費用などの費用はすべて含むこと。

スマートフォン及び SIM は調達対象外とするが、それ以外の連携に係るライセンスや設定は本調達に含むこと。

6. スケジュール

項目	期日
募集開始	令和 7 年 5 月 12 日（月）
質問の受付期限	令和 7 年 5 月 26 日（月）
質問の回答期限	令和 7 年 6 月 2 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 9 日（月）
1 次審査（書類審査）	令和 7 年 6 月 16 日（月）
1 次審査結果の通知	令和 7 年 6 月 23 日（月）

2次審査（企画提案ヒアリング）	令和7年6月30日（月）
審査結果の通知	令和7年7月中旬

※ スケジュールは現時点での予定であり、変更になる場合もある。

※ 質問は受け付け次第随時回答する。

※ 2次審査の日程については、1次審査通過者にのみ通知する。

## 7. 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1). 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2). 有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示24号）に定める指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3). 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4). 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5). 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- (6). 直近2年度分の国税、都道府県税及び角田市税を滞納していない者であること。
- (7). 暴力団排除条例（平成25年角田市条例第4号）第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (8). プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得している又は ISMS（ISO/IEC27001）認証のいずれかを取得していること。

## 8. 企画提案書等の提出

企画提案者は、申請フォームより以下の書類等を提出すること。

No	書類名	備考
1	企画提案書（任意様式）	
2	IP電話サービス要件適応表（様式第1号）	
3	電話番号収容可能一覧表（様式第2号）	収容可否、番号の変更有無を選択してください。
4	年度別見積書（様式第3号）	初期費用、利用料、保守費用、機器賃貸借料を年度別に分けて記載してください。
5	電話利用に係る通話料参考表（様式第4号）	PBXにつなげる電話サービスの料金を記載してください。
6	見積書及び明細（任意様式）	総額・初期導入費用及び月額費用の税込額を記載すること。 ハード、ソフト、保守、移行費用など項目別に記載すること。

7	納税証明書（写し可）	国税に未納がない証明書（納税証明書その3の3）で発行日から3か月以内のもの。
8	履歴事項全部証明書（写し可）	発行日から3か月以内のもの。

※No7,8については、一般競争（指名競争）入札参加資格承認書（写し可）でも可とする。  
また No1 企画提案書（任意様式）については、紙媒体でも提出すること。

数 量：10 部

提 出 先：〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊4 1 角田市総務部企画デジタル課

提出方法：郵送または持参（郵送：当日消印有効 持参：提出期限日の午後5時まで）

## 9. 企画提案書の作成要領

企画提案書（任意様式）には、次の項目について、項番順に記載すること。原則 A4 両面印刷で 30 ページ以内を目安に作成すること。

NO	項目	備考
1	提案者概要及び導入実績	提案者の概要（代表者氏名、従業員数、事業所所在地等） 過去 10 年の地方公共団体における導入実績数
2	基本的な考え方	本業務提案にあたり、提案者の基本的な考え方・ビジョン
3	IP 電話サービスの提供方法	オンプレミス型、ハイブリット型、フルクラウド型を選定した理由、オフィスエースに代わるサービスを選定した理由、既存電話番号の流用可否、簡易構成図などを記載すること。
4	スマートフォンとの連携	スマートフォンへ外線内線転送ができる仕組みについて記載すること。
5	通話録音、自動音声応答システム	通話録音時間や特徴、自動音声応答システムの特徴などを記載すること。
6	保守・運用支援	保守範囲、障害時におけるサポート体制、新年度における内線番号変更対応について記載すること。
7	災害時における対応	大規模災害において地上通信回線が途絶した場合やサーバ室内に設置した PBX が壊れた場合の対応について記載すること。
8	AI による電話業務の効率化提案	AI による自動音声案内、自動発信、通話録音の文字起こし、電話内容を学習した FAQ の自動作成など、電話業務を効率化できる提案があれば記載すること。ない場合は省略して構わない。
9	稼働スケジュール	契約から稼働までのスケジュールについて作業拠点ごとに記載すること。具体的な作業日程（平日または土日祝）、作業内容、作業分担などを挙げて記載すること。
10	自由提案	独自のアピールポイントとなるものについて記載すること。

## 10. IP 電話サービス要件適応表の作成要領

IP 電話サービス要件適応表（様式第 1 号）に示す要件について、それぞれ対応する記号を記入し

たうえで提出すること。

対応可否	記号	備考
見積の範囲内で対応可能	◎	
別途費用で対応可能	●	この場合は別途費用欄に金額を記載
対応不可	×	

### 1 1. 審査方法

書類審査による 1 次審査の通過者を対象として、プレゼンテーションによる 2 次審査を実施し、発注者が設置する選定委員会の審査の結果に基づき、最も評価点が高い 1 者を優先交渉権者として選定する。審査基準については別表のとおり。

#### (1) 1 次審査（書類審査）

審査基準に基づき、様式第 1～4 号について審査のうえ点数化し、評価点の上位 3 社程度を 1 次審査通過者とする。

審査結果については、1 次審査結果通知書（様式第 5 号）を用いて、企画提案者全員に対し、書面及び電子メールにて通知するものとする。

#### (2) 2 次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案等のプレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて審査する。準備の時間を除き、提案者の持ち時間は 45 分（目安：企画提案 25 分、デモ 10 分、質疑応答 10 分）とする。電源、スクリーン、プロジェクタは本市でも用意するが、提案者が持参してもよいこととする。本市プロジェクタ 明るさ：6,000lm 解像度：XGA（1,024×768）入力端子：HDMI。なお、デモはスマートフォン連携の音声品質の確認を想定している。

開始時間等は別途通知するものとする。

審査の結果、最も評価点が高い者を優先交渉権者として選定するものとする。

審査結果は 2 次審査結果通知書（様式第 6 号）を用いて、2 次審査の企画提案者全員に対し、書面及び電子メールにて通知するとともに、市のホームページにおいても、審査結果を公表するものとする。なお、審査結果等に関する一切の事項について、質問や異議申し立て等は受け付けられないものとする。

### 1 2. 審査内容

プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

### 1 3. 質問の受付及び回答

質問方法：質問申請フォームから質問

回答方法：角田市のホームページへ公表する。（質問者の情報は非公開）

### 1 4. 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

(1). 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

(2). 選考委員またはその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

- (3). 契約締結までの間に、優先交渉権者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4). その他著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。

#### 15. 契約

優先交渉権者との詳細仕様やスケジュール等の契約内容に関する協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わない場合は、契約手続きを取り消す場合もある。

#### 16. その他

- (1). 提出書類は返却しない。
- (2). 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3). 本プロポーザル実施に関する情報（企画提案者から提出された書類等を含む。）は、角田市情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）に基づき、公開請求者あて情報公開することがある。

#### 17. 問い合わせ先

担 当：宮城県角田市総務部企画デジタル課

電話番号：0224-63-2704（内線：1303）

E-mail：joho@city.kakuda.lg.jp

以上

以下余白